



福祉医療制度が 変わります

「福祉医療制度」は、乳幼児、ひとり親家庭の方、重度の障害のある方に対し、保健診療の医療費の自己負担分を、市が助成する制度です。

以下の3つの制度が、平成16年12月1日の診療分から、次のように変わります。

乳幼児医療助成制度

問合せ先／社会福祉課児童係 ☎ 72-9864

対象者

対象者は、伊豆市にお住まいの次のいずれかに該当する乳幼児です。

今までは...

●通院について…4歳未満の乳幼児
自己負担金・月4回まで500円／回

●入院について…小学校入学前(6歳の誕生日に達した後の最初の3月31日まで)の乳幼児・8日以上入院を対象(食事代自己負担分含む)自己負担金・500円／日

変更後は...

●通院について…小学校入学前(6才の誕生日に達した後の最初の3月31日まで)まで対象範囲が拡大となります。

●入院について…入院した初日から対象食事代の自己負担分対象外となります。
※受給者証がかわります。全ての方の手続きが必要になります。

*12月診療分から有効の新しい受領証を発行します。対象乳幼児の保護者の方は、11月26日(金)までに手続きが必要です。12月1日以降は制度改正前の受給者証は使用できませんので、必ず手続きをお願い致します。(対象...平成10年4月2日～平成16年10月31日生まれの乳幼児)

母子家庭等医療費助成制度

問合せ先／社会福祉課児童係 ☎ 72-9864

助成の方法

今までは... 「償還払い」方式
医療機関・薬局の窓口で医療費の自己負担分を支払ったあと、領収書などを市役所(役場)に提出して申請すると、助成金が指定の講座に振り込まれます。

変更後は... 「自動償還払い」方式
医療費の自己負担分を払ったあと、市役所(役場)に申請しなくても、自動的に助成金が指定の講座に振り込まれます。

※受診の時は、受給者証と健康保険証を必ず提示してください。

※県外で受診した場合など、今までどおり申請が必要な場合があります。

対象者

今までは... 対象者は、伊豆市にお住まいの所得税非課税世帯の次のいずれかに該当する方です。

- 母子家庭の母とその児童
 - 父子家庭の父とその児童
- 対象児童の範囲...18才の誕生日に達した後の最初の3月31日までの児童

変更後は... 通院・入院ともに、対象児童の範囲を20才の誕生日に達する前日までの児童まで拡大します。

※現在対象外となっている児童が18歳以上の母子家庭の方は、新たに手続きが必要です。

※右ページへ続く

母子家庭等医療費助成制度（続き）

入院の食費

今までは... 入院時に支払う食費（入院時食事療養費の標準負担額）についても、助成対象です。

変更後は... 助成の対象外とすることといたします。

受給者証

今までは... お手元に平成16年7月1日から有効の受給者証が配布されています。

変更後は... 自動償還払いの導入により12月までに新しい受給者証を発行します。12月以降は、新しい受給者証を必ず医療機関窓口に掲示してください。

重度障害者（児）医療費助成制度

問合せ先／長寿介護課障害者福祉係 ☎72-9860

助成の方法

今までは... 「償還払い」方式
医療機関・薬局の窓口で医療費の自己負担分を支払ったあと、領収書などを市役所に提出して申請すると、助成金が指定の口座に振り込まれます。

変更後は... 「自動償還払い」方式
医療費の自己負担分を支払ったあと、市役所に申請しなくても、自動的に助成金が指定の口座に振り込まれます。
※新しい受給者証を交付します。受診の時は、新しい受給者証と健康保険証を必ず提示してください。
※県外で受診した場合など、今までどおり申請手続きが必要な場合があります。

対象者

今までは... 対象者は、次のいずれかに該当する人です。
○身体障害者手帳1、2級をお持ちの人
○療育手帳Aをお持ちの人
○特別児童扶養手当1級に該当する児童

変更後は... ○新たに対象に追加される人
内部障害（心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこうまたは直腸、小腸、免疫機能障害）の3級の身体障害者手帳をお持ちの人
※ただし、助成対象は、その人の内部障害に関する医療費のみとなります。
○助成の見直しがある人
平成16年12月1日以降に新たに対象者となり、その時の年齢が65歳以上であった人は、入院分の医療費は助成の対象外となり、通院分のみ助成対象となります。
※ただし、その人が市町村民税非課税世帯に属する人であれば、入院分も助成対象となります。

入院の食費

今までは... 入院時に支払う食費（入院時食事療養費の標準負担額）についても、助成対象です。

変更後は... 助成の対象外とすることといたします。

自己負担

保健診療の自己負担分は、高額療養費や付加給付など、他で支給される額を除き、全額助成されます。（自己負担はありません）

変更後は... 1か月1医療機関当たり500円の自己負担を導入することといたします。（助成金を振り込む時に負担金分が差し引かれます）

受給者証

今までは... お手元に平成16年10月1日から有効の受給者証が配布されています。

変更後は... 自動償還払いの導入により12月までに新しい受給者証を発行します。12月以降は、新しい受給者証を必ず医療機関窓口に掲示してください。